

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>1 開会</p> <p>ただ今から、第2回久喜市交通安全対策会議を開催いたします。 はじめに、本会議の委員の変更がございますので、田中市長から委嘱書を交付いたします。 お名前をお呼びいたしましたら、たいへん恐縮ではございますが、その場でご起立願います。 三好幸彦 様</p> <p>《田中市長から 幸手警察署長三好氏 に委嘱書を交付》</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>それでは、大変恐縮ではございますが、三好様から自己紹介をお願いしたいと存じます。</p>
<p>三好委員</p>	<p>皆さんおはようございます。幸手警察署長の三好と申します。 8月5日付けで警察本部の監察官から異動してまいりました。久喜警察署の岩崎署長とは、そこでいっしょに勤務をしております。今回、隣同士ということで連携が図りやすいかなということで、安心をしているところでございます。警察官になって40年、警察署の勤務は、幸手が初めてというところでございます。幸手市は、非常に落ち着いている市でございますが、より一層、交通事故防止も含めて尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>ありがとうございました。 本日は、大宮国道事務所の鹿角委員からご欠席との連絡を受けております。埼玉県防犯・交通安全課の松本委員の代理として阿出川様、杉戸県土整備事務所の小高委員の代理として、石井様、埼玉東部消防組合の森尾委員の代理として本間様にお越しいただいておりますことを報告いたします。 また、現在のところ、傍聴者はおらないところでございます。 続きまして、先に郵送にてお配りさせていただいております会議資料につきまして、確認をさせていただきます。 まず、本日の会議の次第でございます。資料1第10次久喜市交通安全計画(素案)に対する意見について、資料2第10次久喜市交通安全計画(修正案)、以上3点でございます。不足等ございましたら、事務局へお声掛けくださいよう願ひいたします。 それでは、次第に基づきまして会議を進めさせていただきたいと存じます。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p> <p>会長</p>	<p>2 あいさつ</p> <p>次第2 あいさつでございます。 本会議の会長の田中市長から、あいさつを申し上げます。</p> <p>みなさん、おはようございます。本日は、第2回久喜市交通安全対策会議の</p>

<p>(田中市長)</p>	<p>ご案内をさせていただきましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「第10次久喜市交通安全計画」につきましては、8月1日に開催いたしました第1回会議にて、素案をお示しさせていただきました。皆様方からご意見等を頂戴したところでございます。</p> <p>その後、委員の皆様それぞれの団体におきまして、より詳しくご検討をいただきますとともに、市民を対象としたパブリック・コメントや庁内各所属所への意見募集を行ったところでございます。</p> <p>本日は、これらを通じてお寄せいただきましたご意見等について会議資料を準備いたしました。これらの内容についてご協議をいただきまして、本市の交通安全計画として、とりまとめてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>それでは、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>3 議題 (1) 第10次久喜市交通安全計画について</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>続きまして、次第3議題でございます。</p> <p>議事の進行につきましては、久喜市交通安全対策会議条例第3条第3項に「会長は、会務を総理する」と規定しておりますことから、会長の田中市長に議長をお願いしたいと存じます。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)第10次久喜市交通安全計画について、でございます。</p> <p>事務局に説明を求めます。資料1及び資料2について説明をしてください。</p>
<p>事務局 (折原課長補佐)</p>	<p>まず、資料1でございます。第10次久喜市交通安全計画(素案)に対する意見ということで、委員の皆様、庁内関係課からいただいた意見を抜き出した形でとりまとめを行ったものでございます。次に、資料2は、それらを修正案として素案にとけ込ませたような形で作成したものでございます。したがって、資料1と資料2を見比べるような形で説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>資料1 1交通安全対策会議委員の意見でございます。</p> <p>資料1の表面につきましては、すべて埼玉東部消防組合様からのご意見等でございます。まず、資料1に32ページと記載してございます。ここで、資料2の32ページを開いていただければと思います。</p> <p>32ページの1救急・救助体制の整備でございます。赤字で記載した部分をこのように修正したというものでございます。「救急救命士」を「救急救命士」とする字句の修正でございます。次に、「応急手当等」を「救急救命処置」に修正し、「事故現場からの緊急通報体制の整備や」の部分を削除するものでございます。</p> <p>続きまして、(2)高度な人命救助体制の確立の部分でございます。「建物崩壊や列車脱線事故など」を「建物崩壊、列車脱線事故及びNBC災害など」に、また、「各種資格を兼ね備えた救助隊員を養成し、」を「各種資格を有する高度救助隊を備え、」に修正するものでございます。</p> <p>続きまして、33ページでございます。</p> <p>NBC災害についての用語説明の追加でございます。以下、読み上げをさせていただきます。「核(Nuclear)、生物(Biological)、科学(Chemical)」による特殊災害の総称であり、これらの頭文字をとって「NBC災害」と名付</p>

けられたもの。原発事故のような核による災害、炭疽菌事件のような生物による災害、サリン事件のような化学物質による災害などがある。」でございます。

続きまして、(4) 救急救命士の養成・配置等の推進でございます。「各消防署」を「消防署」に、「気管挿管等の特定行為(医師の具体的指示のもとに実施する救急救命処置)」を「高度な救急救命処置」に修正するものでございます。

続きまして、34ページでございます。

(6) 高速自動車国道等における救急体制の整備でございます。「消防本部」を「消防局」に修正するものでございます。

続きまして、35ページでございます。

2 救急医療体制の充実(1) メディカルコントロール体制の充実でございます。「救急隊員」を「救急救命士」に、「救急救命士を含む救急隊員」を「救急救命士」に修正するものでございます。

続きまして、(2) ドクターヘリコプターの活用でございます。「後遺障害」を「後遺症」に修正するものでございます。

続きまして、資料1の裏面でございます。久喜警察署様からのご意見等でございます。

38ページ、39ページでございますが、「調査研究の推進」について、追加を行うものでございます。以下、読み上げをさせていただきます。「第5章 調査研究の推進 1 道路交通事故原因の総合的な調査研究の推進 交通事故情勢や傾向、交通環境の変化等に対応した交通安全対策の企画立案に資するため、交通事故の諸要因に関する各種統計の分析等を行います。また、各種交通事故の発生メカニズムの解明と事故防止対策の調査研究を行うことにより、多角的な交通安全対策を推進します。」でございます。この部分につきましては、第9次の久喜市計画には盛り込まれてはおりませんでした。埼玉県計画には記載されているものでございます。

次に、2庁内各課の意見でございます。

13ページ、1人優先の安全・安心な歩行空間の整備(1) 生活道路における交通安全対策の推進の部分でございます。「道路管理者と警察署が積極的に連携し」を「道路管理者や警察署と連携し」に修正するものでございます。現在の表記ですと、「道路管理者と警察署のみ」というようなニュアンスにも読み取れることから、「市や関係機関も含めて取り組む」というような趣旨での修正するものでございます。

続きまして、16ページ、17ページでございますが、「(3) 道路交通環境の管理事業の推進」について、追加を行うものでございます。以下、読み上げをさせていただきます。「(3) 道路交通環境の管理事業の推進 ①道路パトロールの実施 道路や交通安全施設の破損等を早期に発見するため、道路パトロールを実施します。②道路レスキューの実施 市民からの道路破損等の情報提供に対し、速やかに現場に駆けつけ、その場で対応できるものはその場で処理を行う道路レスキューを実施します。この道路レスキューでは、道路の穴埋め、側溝蓋の修繕、路面段差の補修、道路反射鏡の角度調整などを行い、道路交通環境の不具合を解消します。」でございます。この部分につきましては、資料2の15ページに記載してございます(2) 交通安全施設等の整備事業の推進と対になるような意味合いでの追加となるものでございます。(2) の交通安全施設等の整備事業は、主に「新設」事業となりますが、この(3) 道路交通環境の管理事業は、いわゆる「維持管理」事業でございます。具体的な事業といたしまして、道路パトロールと道路レスキューを記載したところでございます。

次に、3パブリック・コメントによる意見でございます。

市民を対象といたしましたパブリック・コメントを、8月5日から9月4日

<p>会長 (田中市長)</p>	<p>までの1か月間実施したところでございますが、意見はなかったところでございます。</p> <p>資料1及び資料2の説明につきましては、以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から、資料1第10次久喜市交通安全計画の素案に対する意見、そして、その内容を盛り込みました資料2第10次久喜市交通安全計画の修正案について説明がございました。</p> <p>このことに関しまして、ご質問やご意見、あるいは補足等はございますでしょうか。</p>
<p>森尾委員 (代理：本間氏)</p>	<p>消防局長の代理で出席させていただいております埼玉東部消防組合救急課長の本間でございます。</p> <p>ただいまの修正内容につきましては、文言等の修正が主なもので大きな修正ということではないのですが、「救急救命士」という言葉がかなり出てきていますので、このことに関し埼玉東部消防組合の現況ということで、説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>現在、当組合では、54隊の救急隊がありますが、1対につき2名の救急救命士が配置できるよう要請しているところでございます。救急救命士の有資格者数は、組合全体で121名、久喜消防署には32名の救急救命士がおります。そのうち、実際に救急車に同乗しておりますのが、組合全体では95名、久喜消防署では29名でございます。先ほど申し上げました54隊のうち、2名の救急救命士を配置できるのは41隊、1名が13隊という状況でございます。久喜消防署に関しましては、2名体制が14隊、1名体制が1隊でございます。</p> <p>また、高度な救命処置という話がありますが、ご承知のように、救急救命士は、平成3年に制度改正されまして救急体制を調べているところでございます。救急救命士が行う処置といたしましては、最初は、除細動(AED)、心配停止への静脈路確保、機具を使った気道確保などがあったのですが、その後、薬剤投与、エピネフリンが投与できるようになったり、また、気管内挿管、これは医師が行う気管内挿管ですが、これもできるようになりました。さらに、平成26年4月からは、心配停止前の患者に対する血糖値の測定、それに伴いますブドウ糖の投与ですとか、救急救命士が行うことができる処置の範囲がかなり拡大しておりますので、「高度な救命処置」と修正したところでございます。</p> <p>この他にもPA連携とか様々な活動がございますが、ご質問がございましたらお願いしたいと存じます。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>ただいま東部消防組合から、救急救命士に関する情報提供がございました。このことに関しまして、ご質問等はございますでしょうか。また、この他にご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>田上委員</p>	<p>市の建設部長の田上でございます。</p> <p>資料2の16ページ、17ページの関係でございます。先程、事務局の方から説明がありましたように、交通安全施設の整備に対処するよう形で維持管理に関する部分を、今回追加をさせていただきました。大きくは2点、道路パトロールの関係と道路レスキューの関係になります。これらについて、私から内容等を説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、1点目の道路パトロールにつきましては、以前から毎年実施しております。前期・後期ということで、概ね5月と10月に、建設部以外の職員の応援もいただきながら、市内4地区全域を、職員の目線から道路の穴あきやガードレール等の破損といったものを中心にパトロールを実施しております。これ</p>

	<p>らの結果を踏まえて、職員による対応、あるいは業者に委託をするという形で、道路の補修を実施してきております。これについては、今年度も継続して実施しております。来週にも後期分を実施する予定となっております。</p> <p>それから、2点目の道路レスキューの関係でございます。これにつきましては、今年度からの新規事業ということで、建設部の道路河川課に道路を新設いたしました。道路等の不具合に関しまして市民の皆様から通報をいただきましたら、即、現場に駆けつけ、職員で対応できるものは対応すると。その場で対応できない部分につきましては、安全措置等を施した上で、速やかに業者に修繕を依頼するという形で対応しております。その場で対応できるものといいますと、主には、道路に穴が開いた部分を常温合材で補修したり、あるいは、カーブミラーの角度調整などを行っております。現在、市内を2つのブロック、1つは久喜地区と菖蒲地区、もう1つは栗橋地区と鷲宮地区の2つに分け、常に通報を受けて出動できるような体制で、道路の安全確保ということで事業を進めております。今年4月に業務を開始し約半年が経過しましたが、これまでの延べの件数を申し上げますと、1,000件程度の通報をいただいております。この件数は、職員が勤務している時間内での件数でございます。土日、祝日等は、警備員さんの緊急対応ということでやらせていただいておりますので、平日だけの受付の状況になります。この中で、道路に穴が開いたり陥没したりというのが550件程度で半分以上になっております。</p> <p>今後におきましても、道路パトロールと道路レスキューを並行するような形で、道路管理者としての道路の安全確保に努めていきたいということで、今回追加をさせていただいたところでございます。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>久喜市の建設部からの発言でございました。他にご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>松本委員 (代理：阿出川氏)</p>	<p>埼玉県防犯・交通安全課でございます。</p> <p>資料2の29ページの一冊下、③運動の実施時期でございます。そこに「年末年始」と記載してございますが、現在、県下全体では、春・夏・秋・冬ということで交通安全運動を行っておりますので、「年末年始」ではなくて「冬」という記載にした方がよいのではないかと思います。久喜市さんの交通安全運動としても冬季に行っていると思いますので、そのような記載がよいと思います。埼玉県の計画におきましても「年末年始」という表記はしておらないところでございます。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>ただいま、埼玉県防犯・交通安全課から、29ページの一冊下の行に記載してあります「年末年始」を「冬」に修正した方が適当ではないかというご意見をいただきました。このことについて、事務局として何かありますか。</p>
<p>事務局 (折原課長補佐)</p>	<p>本市の取り組みといたしましては、「年末年始」ではなく、春・夏・秋・冬の「冬季」ということで行っておりますので、ご指摘のように修正させていただければと思います。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>それでは、「年末年始」を「冬」に修正したいと思います。</p> <p>他に、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>無いようでございますので、ただいまいただきましたご意見を整理いたしまして、「第10次久喜市交通安全計画」として、取りまとめたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>≪「はい」という人あり≫</p>

<p>会長 (田中市長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。 続きまして、事務局から、今後の流れについて説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (折原課長補佐)</p>	<p>前回会議8月1日の時に、計画策定までのスケジュールをご承認いただいたところでございますが、予定どおり進めさせていただきたいと思っております。 今後、事務局におきまして、本日の協議内容を反映いたしまして、最終的な第10次久喜市交通安全計画として、校正作業をまいります。作業が完了いたしましたら、第10次久喜市交通安全計画の完成版を、委員の皆様へ送付させていただきます。お手数ではございますが、ここで改めて、内容をご確認させていただきたいと存じます。 その確認作業が完了いたしましたら、本年11月から12月を目途に、市民に公表するとともに埼玉県知事に報告をしていくような流れで、進めてまいりたいと考えているところでございます。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>このことに関しまして、ご質問やご意見等はございますでしょうか。 《なし》</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めてまいりたいと存じますので、ご協力をお願いしたいと存じます。 以上をもちまして、本日の議題がすべて終了いたしました。進行を司会と交代させていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。</p>
	<p>4 その他</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、次第4その他でございます。 委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>
<p>岩崎委員</p>	<p>久喜警察署長の岩崎でございます。 実は、今月に入りまして死亡事故が2件発生しております。いずれも、バイクと乗用車の事故でございます。安全確認ですとか、スピードですとか、一つの事故は、ヘルメットのあご紐を締めていなかったのか、現在事故の調査をしておりますので推定の部分ではございますが…。それから、大型バイクの死亡者につきましては、もし、プロテクター等を装着していたならば、大きな事故にならなかった可能性もありまして、そういった部分の指導を強化しているところでございます。ちなみに、2件で久喜市内はトータル4件の死亡事故が発生しているということで、もう1件発生すると重点指定ということで、非常に厳しい状況でございます。 今後年末にかけて、交通事故が多発することが予想されるということで、警察庁の方は、夜間の前照灯のハイビームを推奨しております。今、インターネット上では、賛否出ているようではございますけれども、いずれにせよ、危険を早く察知して回避するという部分では、非常に効果が高いと思っておりますので、いろいろな分析をして、多角的に指導をしてみたいと思っておりますので、引き続き、久喜市と道路管理者、警察の方で連携を強化しつつ、対策を進めますので、ご協力をお願いしたいと思います。 意見でも何でもございません。お願いという形で述べさせていただきました。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。 よろしければ、事務局からこの会議について説明をさせていただきたいと存</p>

じます。

本会議につきましては、委嘱時に、任期を「平成29年3月31日まで」とさせていただいております。本日の会議におきまして、第10次久喜市交通安全計画のとりまとめをしていただきましたことから、会議の開催といたしましては、本日が最後の予定となるものでございます。委員の皆様方におかれましては、会議出席へのご協力、誠にありがとうございました。

また、今後とも、様々な機会において、本市の交通安全対策にお力添えをいただければと思いますので、引き続き、ご協力をお願いしたいと存じます。

5 閉会

続きまして、次第5閉会でございます。

これをもちまして、本日予定しておりました内容は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、第2回目久喜市交通安全対策会議を閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

事務局
(齋藤課長)

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

平成28年11月8日

久喜市交通安全対策会議

会長 田 中 暄 二

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。